

序章

計画の目的と構成

序－1 計画策定の背景と目的

わが国では人口減少、少子高齢化が進み、本市においても平成17年（2005年）をピークに人口が減少し続け、それらの対応が急務となっております。また、急速に発展する情報通信技術や自然災害の甚大化・広域化、新型コロナウイルス感染症の影響による暮らし方の変化、脱炭素社会の実現に向けた対策の推進など、これまでにない様々な社会変化が起こっています。

国ではこれらの課題や社会の変化に対応するため、令和3年（2021年）3月に住生活基本計画（以下「全国計画」という）を策定しました。本市においても全国計画や第5次三島市総合計画、都市計画、福祉施策などとの整合を図る中で、社会の変化に柔軟に対応し課題解決に向けた総合的な住宅施策を展開するため、新たに三島市住宅マスタープランを策定するものです。

また、本計画は持続可能な開発目標（SDGs）と以下の項目で連動し、本市として寄与できることを明確化し、事業や各取組にその要素を反映させることで持続可能な社会の実現に近づけていきます。

■関連する目標

アイコン	開発目標
	1.貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	3.すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	7.エネルギーをみんなに そしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	11.住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	13.気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	15.陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の管理、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復並びに生物多様性の損失の阻止を図る
	17.パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

序－２ 計画の期間

本計画の計画期間は、令和４年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とします。なお、住宅・住環境をとりまく状況などの変化に応じて、適宜見直しを行います。

序－３ 住宅マスタープランの位置づけ

三島市住宅マスタープランは、全国計画、静岡県住生活基本計画との整合を図るとともに、第5次三島市総合計画を上位計画とし、都市計画や環境、福祉などの各種計画と連携した住宅施策を総合的に展開するための行政計画です。また、本計画は、行政と市民、事業者の共創による実現を目指すものです。

■三島市住宅マスタープラン（三島市住生活基本計画）の位置づけ



